2026年11月25日

各　位

会　社　名　　株式会社シイエム・シイ
代表者名　　代表取締役社長　佐々　幸恭
（コード：2185、東証スタンダード・名証プレミア）
問合せ先
役職・氏名　　取締役ＣＦＯ　杉原　修巳
（TEL．052－322－3353）

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年12月18日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

１．自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、株主還元策の一環として自己株式の取得を実施してまいりましたが、この度、当社株主である株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、第一生命保険株式会社、住友生命保険相互会社、三井住友信託銀行株式会社から、保有する当社株式の売却を検討している旨の打診がありました。

当社は、当社株式が市場に放出されることの影響や資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行などを総合的に判断した結果、会社法第156条第１項、第160条第１項及び第161条の規定に基づき、相対取引による上記株主からの自己株式の取得（以下「本自己株式の取得」といいます）を行うこととといたしました。

２．取得に係る事項の内容

（１）取得対象株式の種類	当社普通株式
（２）取得する株式の総数	906,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合7.01%）
（３）株式の取得価格の総額	2,000百万円（上限）
（４）株式１株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法	以下の（１）又は（２）に掲げる価格のいずれか低い方の価格とする。 （１）2026年10月19日から2026年12月17日までの各営業日における東京証券取引所スタンダード市場

	における当社株式の最終価格の平均価格（１円未満の端数は切捨てる） （２）2026 年 12 月 17 日（本定時株主総会の日の前日）における東京証券取引所スタンダード市場における最終価格（ただし、同日に取引がない場合はその後最初になされた売買取引の成立価格） なお、本自己株式の取得に係る契約においては、上記（１）の平均が上記（２）の価格を下回る場合でその差額が上記（２）の価格の 7%を超えるとき、当社または相手方が当該契約を解除できる旨が定められています。
（５）取得期間	2026 年 12 月 21 日～2026 年 12 月 25 日
（６）取得先	株式会社三菱ＵＦＪ銀行 株式会社三井住友銀行 第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 三井住友信託銀行株式会社

（注）上記内容については、2026 年 12 月 18 日に開催予定の本定時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

３．取得先の概要

（１）商号	株式会社三菱ＵＦＪ銀行
（２）所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
（３）代表者	取締役頭取執行役員　大澤 正和
（４）事業内容	金融業
（５）当社との関係	取引金融機関

（１）商号	株式会社三井住友銀行
（２）所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
（３）代表者	頭取 CEO（代表取締役）福留　朗裕
（４）事業内容	金融業
（５）当社との関係	取引金融機関

（１）商号	第一生命保険株式会社
（２）所在地	東京都千代田区有楽町 1-13-1
（３）代表者	代表取締役社長　隅野　俊亮
（４）事業内容	保険業

（5）当社との関係	取引金融機関

（1）商号	住友生命保険相互会社
（2）所在地	大阪府大阪市中央区城見 1-4-35
（3）代表者	取締役 代表執行役社長　高田 幸徳
（4）事業内容	保険業
（5）当社との関係	取引金融機関

（1）商号	三井住友信託銀行株式会社
（2）所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
（3）代表者	取締役社長 米山 学朋
（4）事業内容	金融業
（5）当社との関係	取引金融機関

4．その他

本自己株式の取得にあたって、株式 1 株と引換えに交付する金銭等の額は、会社法第 161 条及び会社法施行規則第 30 条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第 160 条第 3 項による売主追加請求権は生じません。

以上